

限りある資源を大切に



新たに井戸掘削（ボーリング）を行う人へ

地下水採取現況把握のため、環境課へ地下水採取計画書などの届出をお願いします。

井戸水を利用している人へ

井戸水は気象や環境変化により飲用に適さなくなる場合があります。次のことに注意しましょう。

- ①年に1回、専門の検査機関による水質検査を受けましょう
(検査料は8000円程度)
- ②井戸を蓋で覆うなど汚染に対する防護措置を取りましょう
- ③滅菌処理してから飲みましょう
- ④おかしいと思ったら、決して飲まず、県南保健所（☎623287）などへ連絡しましょう

※特に、島原半島地域は乳幼児に悪影響を及ぼす硝酸態窒素濃度が高い井戸が散見されるため、安全安心な水道水への切り替えをお勧めします

▼問い合わせ先 環境課環境班（☎631111内線192）

平成27・28年度『物品購入』『業務委託』の競争入札参加資格審査申請を受け付けます

市が発注する物品購入などの入札に参加を希望する業者は、競争入札参加資格審査申請書の提出が必要です。

▼受付期間 2月2日(月)～2月27日(金)

▼提出方法 持参または郵送

▼提出書類

- ①「島原市競争入札参加資格審査申請書（物品購入）」
- ②「島原市競争入札参加資格審査申請書（業務委託）」

※様式は市ホームページまたは契約管財課窓口で取得できます

▼登録有効期間 4月1日(水)～平成29年3月31日(金)

▼注意事項 原則、本市からの工事や物品購入などの受注を希望する業者は、少額であっても有資格業者として本市に登録されている必要があります。現在、平成26・27年度の建設工事および建設コンサル業務などの競争入札参加資格審査申請についても随時受付をしていますので、該当すると思われる業者は申請書を提出してください

提出および問い合わせ先

契約管財課 契約検査班（☎631111内線263）
〒855-8555 島原市上の町537番地
市ホームページ <http://www.city.shimabara.lg.jp>

平成27年度建設工事業者格付にかかる書類の受付を行います

平成27年度における島原市の建設工事業者格付について、該当する業者は次のとおり必要な書類を提出してください。

▼受付期間 2月2日(月)～2月27日(金)

▼提出方法 持参または郵送

▼提出書類

- ①最新の経営事項審査結果通知書(写)
- ※対象はすべての建設工事登録業者
- ※すでに提出済みの場合は必要ありません
- ②消防団員雇用報告書
- ※対象は市内に本社または支店などをする業者
- ※様式は市ホームページまたは契約管財課窓口で取得できます
- ※1カ月以上雇用していることが確認できる書類の写しを添付してください

